

第 32 回チーム医療推進のための看護業務検討 ワーキンググループにおける委員の主なご意見

【特定行為について】

- 診療の補助の範囲の法的整理は厚労省が示すべきであり、当ワーキンググループで議論することは、現場において必要な行為であってトレーニングが必要と思われる行為についての議論であることを再確認しておきたい。
- 超音波検査など主として他職種が実施している行為は特定行為から外すべき。
- 特定行為の検討と領域の検討を併せて行う方がよいのではないか。
- 行為の難易度は、技術、判断の両面が含まれている。薬剤に関連する行為では、薬効や副作用、相互作用など行為の実施後の症状に係る判断も考慮すると判断の難易度は高い。

【指定研修について】

- 受講者のレディネスは、カリキュラムの内容や研修期間の長さの検討にかかわってくる。試行事業の成果を踏まえて議論すべきではないか。
- 指定研修の受講者の要件を定めるのではなく、実効性のある制度にするためにはどのような受講生が対象となるのか想定することが必然である。
- 研修制度の検討において、医師の包括的指示に基づいた行為の実施を考えると、ある程度の経験のある人が研修を受講するようになると考える。
- 受講者の要件についてはそれぞれの研修施設が考えれば良い。
- 研修受講者の要件を示さないと、実践能力の低い看護師の修了者が生まれてしまうのではないか。
- 研修修了者の質の担保のためには「特定行為を包括的指示のもとで実施するために必要な共通の知識・技能」の最小限のコアは何かが重要となる。
- 大学院教育でなくても、おざなりでない評価体制を作ることは重要であり、全国どこで研修を受講した場合でも修了者の一定の質の担保が求められる。
- 実習施設が少なく、実習先の負担感が大きいような研修となると、研修が進まないため、現状を踏まえた実行できる形での看護師の研修制度のあり方を考えていくべき。
- 地域の看護師が特定行為を担えるような実行性のある研修を考えた場合、e ラーニングと勤務をしている現場で実習ができるとよい。
- 医師臨床研修制度から学べることも多いと思われるため、参考にしながら検討していきたい。
- 指定研修について議論するとき、まず最初にGIOとSBOを検討することが必要。

【研修の実施場所について】

- 指定研修について資料に要件として挙げられるような、教育体制を整えているのは大学であるが、教員の人員配置などを共有して、臨床との組み合わせで研修ができる体制が良いのではないか。
- 現状において教育内容の3Pを教えられるのはまずは大学かもしれないが、いずれ一定のレベルで研修を行えるような医療機関または看護学校が増えていくことを期待したい。
- 社会人が就労を継続しながら指定研修を受講する際に e ラーニングを活用する場合でも適切に評価を行い、片手間の受講とならない制度とすべき。